

弁護士法人
愛知総合法律事務所

Renaissance

2012.7

暑 中 お 見 舞 い 申 し し 上 げ ま す

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.36



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男 弁護士 梶原貴介 弁護士 中野直輝
弁護士 村上勝又 弁護士 梅村明男 弁護士 伴上祐
弁護士 敬介 弁護士 林瑛子 弁護士 麻里幹也
弁護士 森田祥玄 弁護士 信俊 弁護士 幸也達
弁護士 南善隆 弁護士 西村信俊 弁護士 森下達樹
税理士 大橋由美子 司法書士 浅井健司 司法書士 萩野直樹
社会保険士 長谷川沙美
労務士

檀浦康仁
渡邊健司
永井康之
奥村典子
小木曾裕子
社会保険士
労務士

弁護士 尾関栄作
弁護士 木村水野幸一
弁護士 一ノ子裕聰
弁護士 原田聰
社会保険士

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル 501号・601号 (受付)
<http://www.aichisogo.or.jp> E-mail home@aichisogo.or.jp

この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙



村上文男×梅村明男 弁護士談 Vol.1



弁護士
梅村明男

暑中お見舞い申上げます。

対談コース第一回は、当事務所で、私の信頼している梅村明男弁護士を選びました。

1 弁護士事務局長制

村上 梅さん多くの事件を抱えながら事務局長として事務局を統括しておられ、大変感謝しております。

梅村 いやいや、なれ位は村上先生の苦労に比べればたゞしたこと有りません。

僕は事務局と語づけられて楽しんで、苦にしてしません。事務局の苦労がよくわかりかえて勉強させて頂いてるのも思っています。当事務所の誇れる特色の一つが、事務局職員の一体化とレベルの高さだと感っています。事務局の更なる進化が楽しめて、事務所の発展には事務局の充実強化は欠かせません。事務局長はむしろ私の望む所です。

村上 梅さんの、その前回までの弊社にはいつも感心しております。梅事務局長にお会いいたしました。總てにございましたので、お手元へ。

弁護士事務局長制で意思決定がスムーズになつたと、事務局からも好評です。

梅さんの負担軽減が今後の課題です。梅さんに補佐する弁護士をつけるとか、事務局次長に権限を移譲するとかして、負担軽減に僕も取り組みますので、梅さんは是非その方向で進めて下せう。

2 弁護士の専門化

村上 さて、本題。今日は弁護士の専門化についてお話ししたり。梅さんはこの問題についてどうお感じですか。

梅村 僕は弁護士の専門化は弁護士としての宿命であり本質要素であると思っています。更には弁護士の大量増員時代を迎えて、弁護士の生きる道は専門化しかなりどちらても過言ではなじむと思っています。

村上 僕もその通りだと思っております。弁護士の専門化は弁護士としての当然の帰結であり、必然の流れです。依頼者は専門の弁護士を望んでいます。

当弁護士法人愛知総合法律事務所も専門化を追及する弁護士集団であります。

梅村 医療は専門化しております。大学病院の仕事をさせて頂いていますが、その専門化には目を配張るゆのがあります。当事務所や大学病院のように専門化を目指して下さる方々です。

村上 そつですね。法律事務所の経営戦略として、又依頼者のニーズからして、当事務所の異なる専門化を進めています。

梅村 当事務所は既に医療チーム、交通事故チーム、高齢者チーム、刑事弁護チーム、破産・管財人チームが設置されています。

村上 電子会議室では、一ト合議室、離婚事件会議室、労働事件会議室、任意整理会議室等が立ち上かつて

いますね。これらの電子会議室は将来の専門チーム設置の準備段階で位置づける事がでもある。

梅村 是非、この電子会議室を専門チーム化して下さりたいです。

村上 そのためにも是非とも事務所の大型化が必要です。

梅村 当事務所は専門化を追及しながら同時に総合化も進めて下さりたいと思います。

村上 法律事務所の総合化と専門化は車の両輪です。梅さんが書つた時に同時に進めていかなければなりません。つかこの時は勝手に行つことは難しかったです。

梅村 任して下せう。僕らが成し遂げますから。

村上 梅さん珍しく今日はトントンが高じですね。

梅村 今日は一杯やつて来ましたから、この課題で村上先生の気に入るまでに対談するには、素面では無理です。

村上 参つたー参つたー

元裁判官が弁護士として法廷に立ち想うこと



弁護士 柄彌 貞介

裁判官や検察官は紛れもなく公権力を持っています。検察官の権力には、上司の決裁を要するという制約がありますが、裁判官は、単独でほぼ無条件に権力を行使することができます。しかし、裁判官は、自分がそのような権力を行使しているという実感がそれ程にはありませんでした。それは、あたかも普段自分や物には重力があることを余り意識していないけれど、宇宙空間に出ればはつきりわかることがあります。しかし、弁護士になつて、例えば被疑者の身体拘束からの解放を勝ち取ろうと被害弁護士や裁判官の権力の大ささ、心証といふ得体の知れない壁を意識せざるを得ません。裁判官在職中、弁護士の

場合によっては報われない膨大な努力やエネルギーにどのくらい思いを馳せていたかを考えると内心忸怩たるものがあります。また、裁判官時代も当事者や被告人の納得を考えてはいましたが、弁護士が依頼者の納得感を重視するほどではないと感じます。それは、「片言訟を断ぜず」という諺があるように、片方の言い分だけを聞いて裁判はできないということから来るのかとも知れません。いずれにせよ、裁判官は、原則として優れた評価を得た弁護士の中から選任されるという眞の法曹一元制度が望ましいと感じています。

市長の夏休み、弁護士の夏休みの過ごし方

弁護士 中野 直輝

「夏休み」いつ聞いてもうれしい言葉です。齡のせいかな猛暑が本にこたえます。

こんな折すべてを忘れ涼風にふれるとと思うだけで楽し

い気持ちになります。

私は長い間小牧市長の職にありましたので、長期休暇による避暑など与えられませんでした。せいぜい二泊くらいいの休みをとり、岐阜や長野あたりの涼しい山の温泉でゆっくり湯にひたり軽登山を楽しめます。清冷な渓流やそれを見渡す深い緑、露天風呂から眺める星空の美しさはそれなりに忙中閒ありの醍醐味でした。残念なことに短い休みですので、あわただしく帰路につき、縁深い山道から、都市の喧囂に近づくに従い、心も重くなります。

これでおわかりできると思いますが、市長の夏休みなど無いに等しいものです。

私は市長の前は20年にわたり弁護士でしたが、その頃

は毎年10日ほどは夏休みをとっていました。4人の子供がいたことでもあります。が必ず長野市の妻の実家訪問を兼ね信州に遊んでいました。軽登山を楽しみ、夜は家族で温泉にひたり楽しいひと時でした。

今では子供も成人し、独立した生活を営んでいます。子供たちと過ごした夏休みも望むべくもありません。今や妻と2人だけの夏休みです。久し振りに時間もあります。どんな夏休みにするのかハタビと迷ってしまいます。やはり涼しいところがいいのかなあと思います。幸い子供の1人が北海道へ移転したので、孫の顔を見に行ってみようかと考えています。自然是美しく、食事もおいしい、景観に変化も多く好きなところです。時間に拘束されることなく、無計画にゆきあたりばつたりの贅沢な旅行をしてみたいと思い

ますが、さて実現のほどは!



TOP IX

-ピック、

◆柄彌先生の受動



<http://www.aichisogo.or.jp>

本年4月より当事務所のホームページをリニューアルしました。皆様に分かりやすく、豊かく、易しく、そして多くの方々に閲覧していただき少しでもお役に立てるようになります。ぜひ一度当事務所ホームページまでお越しください。お待ちしています。また、愛知総合法律事務所のFacebookでもいろいろな情報を発信しておりますので、よろしければ「いいね!」お待ちしております。

昨年11月3日付で秋の叙勲が発表され、当事務所から柄彌貞介弁護士が瑞宝中綬章を受章されました。柄彌弁護士は昭和42年から平成13年6月まで裁判官として任官され、その後も公証人、現在は当事務所の弁護士として活躍されています。公務等長年にわたる努力が実を結んだこの度の叙勲、当事務所にとって大きな喜びです。心からお祝い申上げます。

小牧事務所NEWS



愛知総合法律事務所 小牧事務所 所長
弁護士 上嶺 幹也

暑中お見舞い申し上げます。

平成22年9月に開設された小牧事務所もおかげ様をもちまして間もなく2周年を迎えることができました。

より一層、地域の皆様のお力になれるようスタッフ一同邁進して参りますので今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。さて、今年も小牧シティマラソンに参加させていただきました。

日頃の運動不足で想像以上につらかかったものの、沿道の声援にも支えられ、何とかゴールできました。タイムこそは?でしたかが、汗をかくということはやはり気持ちのいいものでレース後の爽快感を再び味わうべく、現在は来年に向け、イメージトレーニング(?)の日々です。

津島事務所NEWS

愛知総合法律事務所 津島事務所 所長
弁護士 南 善隆



暑中お見舞い申し上げます。

平成23年3月に開設された津島事務所も、皆様の温かいご支援を賜り、今年の9月で1年半を迎えることとなります。

津島市だけでなく、近隣の愛西市、あま市、弥富市、稲沢市、蟹江町等の地域の皆様のお力になれるよう、今後もスタッフ一同邁進してまいりますのでどうぞ宜しくお願ひいたします。

さて、津島神社の天王祭が有名ですが、津島駅には地域の皆様に愛される居酒屋「杉山康夫」があります。

名前にインパクトがありますよね。

新瑞橋事務所NEWS

愛知総合法律事務所 新瑞橋事務所 所長
弁護士 森田 祥玄



新瑞橋事務所も皆様方からの暖かいご支援のおかげで軌道にのり、多くの方がらご相談を受けております。

新瑞橋駅から徒歩数十秒という場所に位置します。事務所近隣にはおいしいお店も多く、ツイッターでは食事の写真等もアップしております。アカウントは「moritashogen」ですので、お近くにお住まいの方はフォローのほど、お願いします。

新瑞橋事務所は他の支部よりも丸の内本部との距離も近く、より密接な一体性を有しております。私自身も丸の

そして小牧事務所のスタッフにつきまして以前ご案内させていただきましたが、昨年12月より前小牧市長の中野先生をお迎えしました。市井に携わった経験を生かし、様々な角度からアドバイスをいただいております。

現在、小牧事務所は弁護士3名、事務局2名のござんまりとしたアットホームな事務所であり、また市民の皆様にとって「歓居の低い」事務所であります。はじめて法律相談にみえる方は緊張されている方も多く、少しだけでもリラックスしただけのようになります。店内流す音楽やこれから季節は相談室の温度設定など法律相談以外の部分でもより高いサービスを心掛けます。今後ともどうぞよろしくお願いします。

津島の方々は、当然で存知だと思いますが、津島駅のガード下にあり、改札から徒歩數十秒という抜群の立地にあります。私も津島事務所の林弁護士、事務局と何度も飲みに出かけています。メニューや豊富さに加え、店員さんも感じが良く、楽しい時間を過ごせます(写真から美しい様子が伝われば幸いです)。

皆様、津島にお越しの回し者ではありますましたが、本当にいい! (「杉山康夫」さんの回し者ではありませんが、本当にオススメです)。

今後も、津島事務所は、比較的他地域に比べ多い相続案件、交通事故案件、土地がらみのトラブルといつた案件に留まらず、「総合」という事務所名に恥じぬよう、案件を問わず地域の方々の法的紛争の解決に力を尽くいたします。



内本部で法律相談を受けることもありますし、逆に丸の内本部の弁護士や司法書士、社労士、税理士が新瑞橋事務所で打合せなどをを行うこともあります。

法律相談の種類も多岐にわたりますが、新瑞橋事務所の特徴としては、遺産分割、遺言を中心とした高齢者案件が増加している点を挙げることができます。もちろん交通事故、離婚、債務整理、労働、債権回収など、あととあらゆるご相談もお受けしており、飛び込みのご相談、夜間のご相談にも、弁護士がいれば対応しております。それだけではなく、少人数のメリットを生かし、様々なプラスアルファのリーガルサービスにもチャレンジしております。例えばご希望があれば海外の方からのスカイプでのご相談にも対応しておりますし、地域の皆様との研修会、勉強会も企画しております。

毎日バタバタとしており、あつという間に1日が過ぎていきますが、一件一件誠意を込めて取り組むよう、常に意識しております。

今後とも、よろしくお願いいたします。



税理士コーナー

【生前贈与の税金について】

1. 贈与について

贈与税がかかるのは? →個人から生前において無償で財産をもらったとき、個人から生前において無償で財産をもらつたとき、財産をもらった人(利益を受けた人)

課税されるのは誰? →財産をもらった人(利益を受けた人)

2. 贈与の種類

贈与には暦年課税と相続時精算課税の二つの種類があります。

●暦年課税→年に110万円を超える財産を受け取った場合

合に課税

●相続時精算課税→直系尊属からの贈与について2,500万円以内であれば 相続時まで贈与税を課税せず、繰り延べるという方法

3. 特別控除など

婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産等の一定の要件を満たす贈与を受けた場合

→最高2,000万円までの控除が受けられます。

直系尊属から住宅を取得するため金銭の一定の要件を満たす贈与を受けた場合

→最高で1,500万円の非課税規定あり

4.まとめ

情報提供として簡単に記載してありますので、適用にあたっては 要件等を十分に確認してもらひ、税理士へ相談することをお勧めいたします。

司法書士 萩野 直樹

法書士コーナー



社労士コーナー



社会保険労務士 長谷川 沙美

「一国一城の主」という響きに惹かれる方も多いのではないかでしょうか? 最近会社設立登記の相談が増えています。設立登記申請までの期間は案件によりますが、目安は1ヶ月程度で最短は4日で申請を行つこともあります。会社の機関設計がシンプルで、設立された会社のイメージがおおよそ固まっている場合であれば、比較的早く打合せを進めることができます。

また、登記相談を受ける際、基本的に事務所にお越し頂いて打合せを行いますが、お客様の方にこちらから伺つて打ち合せを行ふ場合も多いです。会社を設立したいという方は、往々にしてお忙しいため、とても助かるという声を多数頂いています。

さらに、当事務所では、そもそも法人化するメリットがあるかどうかという点を、税務上の観点から的確に税理士がアドバイスを致します。会社設立後も、ご希望があれば税理士が税務を、社会保険労務士が従業員の労務関係を、そして万が一的な紛争が起こった場合は大弁護士団が貴社のバックアップをさせて頂くことが可能です。これら一連の流れは、しばらくに専門家に依頼するより一事務所で行つた方が専門家同士の連絡がスムーズで、お客様にそれまでの流れや細かい事情説明を行つて頂くという面倒も減らすことができます。

会社設立相談をご希望の方は、まずはお気軽にご連絡頂けましたら幸いです。

また、年休は正社員だけではなくパートタイマー・アルバイトでも与えられます。パートタイマー等の場合は、所定労働日数(1日の労働時間の長さ)は関係ありません。)に応じて年休が比例付与されるので、例えば週所定労働日数が3日のパートタイマーであれば、上記①②の要件を満たせば、入社半年後には法律上5日の年休が付与されます。使用者側からはよく「退職する労働者が、業務の引き継ぎもせずに、退職日まで長期の年休を申請してきました。どうにか引き継ぎをさせせる方法はありますか?」というようなご相談や、労働者側からは、「会社が年休を取らしてくれない。どうすればよいのでしょうか?」というようなご相談を受けてます。

上記対応策の他、何かご相談がありましたら、ぜひ一度ご連絡いただければと思います。

次有給休暇(以下、「年休」)についてご説明します。年休とは、労働基準法で定められている法律上の権利です。(年休が法律上の権利であったからであり、戦後の昭和22年に制定された労働基準法にて、労働者の福祉向上を図る等の目的で定められました。) 使用者は、①雇入れの日から起算して、6か月間継続勤務していること。②①の期間の全労働日に8割以上出勤したこと。この両方の要件を満たした労働者に対して、10日の年休を与えないなりません。(「全労働日」とは、総勤務日数から所定休日を除いた日をいいます。)

Q&A

借家契約における

「史」 と 「料」 って何?



今回は、借家契約における更新料についてお話ししたいと思います。

Q: 更新料って何?

A: 更新料とは、建物の賃貸借(借家)契約の期間が満了して、契約が更新されるときに借り主から賃し主に対して支払う金銭のことです。

借家契約の場合、家賃の1ヶ月から2ヶ月分の金銭を支払うことが一般的なようです。

Q: 更新料の支払って法律上決められているの?

A: 更新料の支払いは慣習上なされているものであり、法律の規定上支払わなければならぬものではありません。

Q: 法律で決められていないのなら、更新料って支払わなくてもいいの?

A: 借家契約では、契約書に更新料の支払いが予め記載されていることがあります。

しかし、この場合でも、契約書の更新料の支払いに関する条項が無効となる(更新料を支払わなくともよい)場合がありますので、ご不明の際には一度当事務所までご相談下さい。

Q: 更新料を支払わなければ借家契約が解除されるのですか?

A: 借家契約の契約書に、更新料の支払いに関する条項が記載されていない場合、更新料の支払は法律上の義務ではないので、更新料を支払わなくても借家契約が解除されることはありません。

借家契約の契約書に更新料の支払いに関する条項が記載されている場合でも、上記のように更新料の支払いにかかる要素として組み込まれ、借家契約の当事者の信頼関係を維持する基盤となつているか否かによって判断されます。

その結果、借家契約における更新料の支払いによって、当事者間の信頼関係が破壊されたと判断された場合には、借家契約は解除されます。

更新料の支払いは、法律の規定によるものではなく、支払う必要のない場合があります。更新料の支払いを請求された場合、もしくは、支払わなければ借家契約を解除すると請求された場合、一度当事務所をご相談下さい。



弁護士 森下 達

盛夏に読書っていいんじゃない? 私の青春の一冊

ダニエル・キイス
『アルジャーノンに花束を』

弁護士 檜浦 康仁



編著 S.F 小説である。ご存じの人も多いかも知れない。主人公が変わっている。知的障害者・チャリオイである。から超天才に生まれ変わる。知性は、相互に理解されを生み出し、同時に、諍いをも生み出す。それから人間の環境は変化する。知性は、相手に理解されをめぐるチャリオイの悲喜交々が、極めてリアルにスクリーニングに描かれる。超天才となつたチャリオイが、その後、どうなつていいくのか? などと、どう話の筋を知らない人のために、この先の筋を述べることとはしない。私は、この小説を大学生の時に読んだ。兎も角も面白かった。そして、とても多くのことを考えた。幼い頃の私であり、当時の私であり、そして、当時の私が想像した老いていく将来の私でもあつた。

物語冒頭に引用される、プラトンの「国家」の一節が印象的である。『目は混乱には通りがあり、明るいところから暗いところに入つたために生じるか、暗いところから明るいところへ入つたために生じるるか』。初讀後約20年が経つた。間もなく「不惑」が近づいていた。今、私がいるのは、當時より「明るいところ」と「暗いところ」が、多く分まつた。間もなく「国家」の本を未だ読み直して、『不惑』の一冊としたいと思つてゐる今日この頃である。

泉鏡花『外科室』

弁護士 伴 麻里



泉鏡花については、あまり馴染みがない方もいるかもしれません。明治後期から昭和初期にかけて活躍した作家で、「高野聖」や「天守物語」が代表作で、幻想文学の先駆者とも言われています。

『外科室』は、短編小説なのですが、私が、大学で国文学を専攻するきっかけとなつた小説です。出会いは、高校生の時、監督坂東玉三郎、主演吉永小百合の映画『外科室』でした。それが、その世界観と映像美に魅了され、原作の小説を読み、その日から、泉鏡花に夢中になりました。ストリートはとてもシンプルで、医学生と華族の女性が一目で恋に落ちるもの、決して結ばれることはなく・・・。当時、高校生だった私は、はらはら、どきどきしながら、ペトジをめくつたものです。結末はぜひ自分で味わつてみてください。

最近は、忙しさに追われてじっくり小説を読む時間もなかなかとれません。明治、大正期の文学は、大好きなのですが、少し言葉が難解なこともあります。でも、せつかくの夏ですし、夏休みにてっきり久しぶりに泉鏡花の作品を引っ張り出し、その世界に再び足を踏み入れてみようと思いま

す。泉鏡花は、映画化や舞台化されていることが多いので、まずは、そちらを覗いてみるのもいいかもしません。現実とはちょっと違う、色鮮やかな幻想の世界に魅了されるに違いありません。

小川洋子
『博士が愛した数式』

弁護士 渡邊 健司



青春の一冊を紹介するようにとのことだが、困った。。。青春の一冊と言われてもピンとこない。私は少年の頃野球ばかりしていたが、その頃の好んで読んだのは、ちばあさおの「キヤブテン」、満田拓也の「M A J O R」で、あつた。大学時代、ハンドをしていた頃はハロルド作石の「B E C K」を読んでいた。弁護士になつてからゴルフを始めたので「風の大木」もまた天気になあれ」も読まねばなるまい。「あしらうども青春の一冊にふさわしい名作だとは思うが漫画ばかりである。小説も読むが、青春の一冊といふと漫画が浮かんでしまうのである。そこで、単純にこれまで読んだ中で好きな小説を挙げてみたいと思う。

『博士の愛した数式』は、交通事故により記憶が80分しかとどめられない数学者「博士」のもとで家政婦「私」とその子「ルート博士のつけた愛称」のふれあいを描いた作品である。

80分後には会つたことも話したことも忘れてしまった「博士」が、数や数式を通じて「私」や「ルート」とふれあう様が優しく暖かく描かれている。大波のような感動シーンに涙するという感じではないが、読後、静かな感動がある。ところで、「博士」は日常出てくる様々な数字を聞くや、即座に何らかの数学的な意味を教えてくれる。「私」の誕生日2月20日～2月20日、「博士」の腕時計に刻まれた284は、友愛数(二互いに約数の和と等しい数)といふように、数や数学に対して、(押しつけがましくなく)自然と興味を持たせてくれる作品でもあると思う。

名古屋ウイメンズマラソン完走!

弁護士 林 槻子

3月11日には開催された名古屋ウイメンズマラソンに
出場し、無事完走しました!

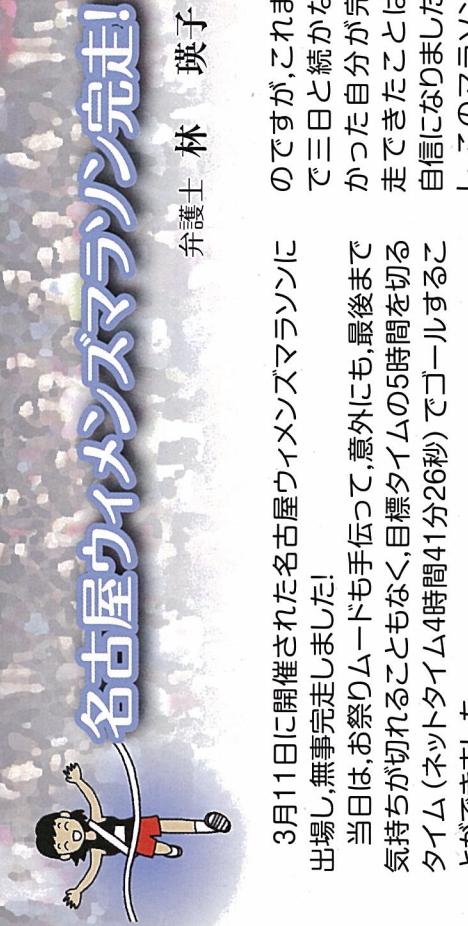
当日は、お祭りムードも手伝って、意外にも、最後まで
気持ちが切れることもなく、目標タイムの5時間切るこ
とができるました。

それでも出場したランナーの中には、真ん中くらい
の順位…。ベテランランナーたちが、「私を置いて頬張ど
走つて去つていく姿を見ると、来年はもう少しタイムを
狙いたい」という欲も出てきました。

初めてのフルマラソンということもあり、昨年9月か
ら、少しずつ距離を伸ばしながら練習を続けてきました。

熱が冷めないうちに、各地の大会にも出場したいとも
思っています。

ただ、当事務所のM弁護士に、「まだまだ仕事
引き受けた体力がある」という印象を与えてしまつ
たのはちよと誤算でした…。



無料電話法律相談実施中



法律問題ならなんでもご相談ください。

中部地区にお住まいの方で同一問題1回限り、弁護士が電話にて直接法律相談を行います。名古屋事務所では、無料電話相談の他、夜間面談・法律相談（要予約）を火・木曜日午後8時まで実施しております。お悩みのある方、お気軽にお相談ください。

新端橋事務所、小牧事務所、津島事務所についてはホ

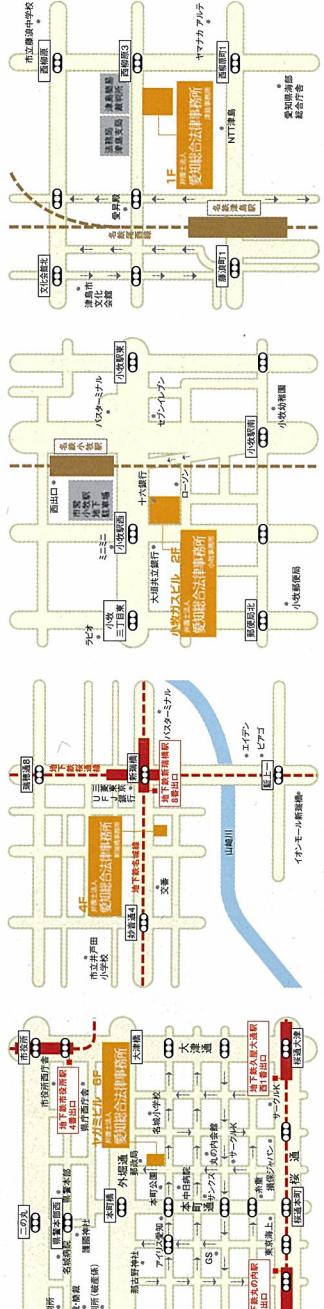
ームページでご確認ください。

受付時間：平日午前9時30分から午後5時まで

予約受付電話番号

052-971-5277

事務所のご案内



丸の内本部事務所

〒460-0002
名古屋市中区丸の内3丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号 (受付)
TEL.052-851-0171 (代表)
FAX.052-971-7876

新端橋事務所

〒467-0812
名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地
ソブレイ新端ビル4階
TEL.0568-68-6061 (代表)
FAX.0568-68-6062

津島事務所

〒496-0047
愛知県津島市中央一丁目267番地
小牧ガビリ12階
TEL.0567-23-2377 (代表)
FAX.0567-23-3838

お盆休みのお知らせ

平成24年8月13日(月)から15日(水)までの3日間、
お盆休みを取りさせていただきます。※10日(金)まで通常営業
16日(木)より通常営業を開始致します。

ホームページもご覧下さい。

愛知総合法律事務所

<http://www.aichisogo.or.jp>

検索



※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。